

京都府木津川市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

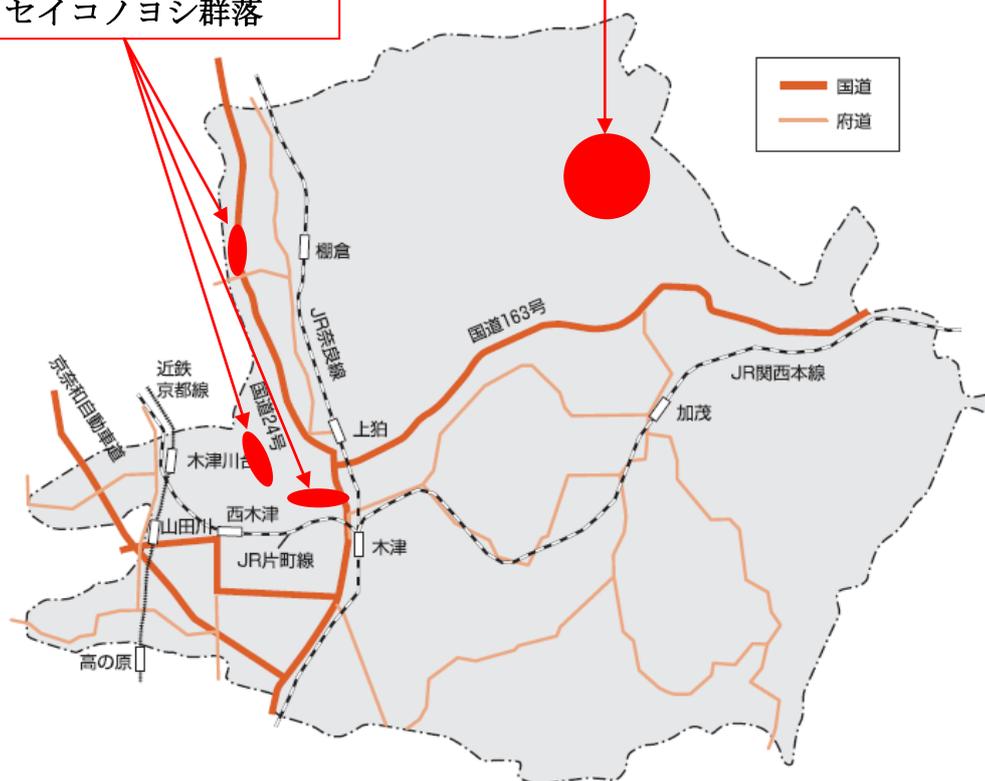
設定する区域は、平成 29 年 9 月 1 日現在における京都府木津川市の行政区域とする。概ねの面積は 8,513 ヘクタール（木津川市面積）である。

本区域は神童子鳥獣保護区域、木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

木津川河川敷のツルヨシ、
セイコノヨシ群落

神童子鳥獣保護区域



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、北東は和束町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良県奈良市と接しており、京都・大阪の中心部から 30 キロメートル圏内にある。当地域の北側と南東側に細やかなやさしい稜線を持った山地が広がり、その間をぬって、木津川が中心部を東から西に、そして西端部で大きくカーブし、北へ向かって流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっている。

筍、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿などの作物の生産により発展してきた木津川市では、茶の加工場や問屋などの食品産業、筍、柿などを中心とする農業なども盛んに行われている一方で、昭和 63 年 3 月、3 府県（京都、大阪、奈良）の「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」が国（内閣総理大臣）に承認されて以降、情報通信産業、環境・エネルギー産業、メディカル・ヘルスケア産業、植物・バイオ産業、ものづくり・ロボット関連産業の分野の企業の研究所や研究開発型産業施設の立地のみならず、地球環境産業技術研究機構（RITE）、国際高等研究所（IIAS）、量子科学技術研究開発機構（QST）関西光科学研究所の研究機関や京都大学大学院農学研究科附属農場、同志社大学学研都市キャンパスの教育機関も集積しており、多方面にわたる研究分野で先端的な研究開発が行われ、研究開発や新産業創出に向けた支援機能も集積する複合的な研究開発拠点として、我が国の文化学術研究の進展に大きく貢献している。

交通インフラについて、鉄道は JR が木津駅を中心に関西本線、奈良線、片町線が通っており京都、大阪、奈良、名古屋方面と結ばれている。また、近鉄が木津地域の西部を南北に通っており、奈良、京都方面と結ばれている。

道路は、京都・奈良・和歌山を結ぶ高規格幹線道路である京奈和自動車道、地域の南北を結ぶ国道 24 号、地域の東西を結ぶ国道 163 号がある。

古くから交通の要衝として栄え、現在でも非常に交通の利便性が高く、道路網はもとより、特に京都・大阪といった近畿主要都市部へは、鉄道を乗り換えることなく 30 分から 1 時間以内で結ばれている。

木津川市の人口は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 73,319 人と、全国的に人口が減少するなか増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も増加傾向は続くと推計されている。人口構成をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 12 年までほぼ横ばいであったが、それ以降は増加に転じている。生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 17 年まで増加傾向であったが、それ以降は横ばいとなり、また、老年人口（65 歳以上）は、増加傾向が続き、平成 17 年には年少人口を超過している。本市の将来人口は、現在の人口動態の傾向が続けば、2030 年の 83,074 人をピークに、2040 年には 81,063 人にまで減少することが予想されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、わが国の新時代を創造する文化・学術・研究の拠点としての役割を担う関西文化学術研究都市の中核都市として、研究所や研究開発型産業施設が集積している。

そのうち学術研究、専門・技術サービス業は、雇用者の約 6%、売上高の約 6%、付加価値額の約 12%、製造業は、雇用者の約 12%、売上高の約 22%、付加価値額の約 14%を占めている。これらの研究所や研究開発型産業施設による知の集積を活用して新たな産業の創出や成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い

雇用の創出を行う。

また、新産業や製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約 50%を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・ 1 件あたりの平均 44 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 2 倍（平成 23 年京都府産業連関表：逆行列係数表における製造業の列和）の波及効果を与え、促進区域で 352 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 352 百万円は、促進区域の全産業付加価値（43,387 百万円）の約 1%、製造業の付加価値 6,123 百万円）の約 6%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額		352 百万円	

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額		44 百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数		4 件	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,362 万

円（京都府の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で11%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で10%以上又は地元新規雇用者数が1人以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で13%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 木津川市の医療・医薬品関連、食料品・飲料関連等の研究開発型産業施設等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 木津川市のお茶関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① 木津川市の医療・医薬品関連、食料品・飲料関連等の研究開発型産業施設等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域は、わが国の新時代を創造する文化・学術・研究の拠点としての役割を担う関西文化学術研究都市の中核都市として、自然科学、人文・社会科学などの学術研究機関や、医療・医薬品関連、食料品・飲料関連など様々な分野の先端的で多彩な研究開発を行っている研究施設や大学、高度な技術を持った研究開発型産業施設や中小企業が集積している。

平成 29 年 9 月 1 日現在において、地球環境産業技術研究機構 (RITE)、国際高等研究所 (IIAS)、量子科学技術研究開発機構 (QST)、関西光科学研究所等の研究機関が 14 施設、京都大学大学院農学研究科附属農場、同志社大学学研都市キャンパスといった教育機関が 2 施設、タツタ電線株式会社タツタテクニカルセンター、朝日印刷株式会社京都クリエイティブパーク等の研究開発型産業施設が 11 施設存在している。

これらの「学術研究・専門・技術サービス業」の付加価値額は 6.8% (京都府 2.5%、全国 4.4%) であり、さらにその中でも「学術・開発研究機関」が 51.7% (京都府 5.1%、全国 10.4%) を占めている。特化係数も 1.55 と全国より高い水準である。

このうち目薬、化粧品等の製品開発、医薬品等の包装材製造、医療応用を含めたレーザー技術の開発等の医療・医薬品関連が 7 施設、農産物の研究、茶製品・果汁製品製造、米袋製造等の食料品・飲料関連が 4 施設存在している。

その他にも電子デバイス関連が 4 施設、環境・エネルギー関連が 3 施設、情報通信関連が 1 施設、金属加工関連が 2 施設等、最先端の技術を活用した新産業の創出が可能な環境が存在している。

今後も植物工場等の食料品・飲料関連や機械装置関連などの研究開発型産業施設が立地決定しており、更なる企業等の集積が見込まれる。

また、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定を受け、旧私のしごと館の施設を再活用したけいはんなオープンイノベーションセンター (略称 KICK) が平成 27 年度から産学官民連携によるオープンイノベーションに向けた重要な拠点として本格始動している。

このような状況の中、木津川市企業立地促進条例 (平成 24 年木津川市条例第 21 号) に基づく助成金等の優遇制度の活用により、事業所新設や拡大に伴う設備投資を支援し、更なる研究所や研究開発型産業施設の集積を進める。これに伴い、付加価値が高い地域経済牽引事業の創出を図る。

②木津川市のお茶関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域は、木津川の水運の地の利を活かし、幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、「上粕」はその集散地、精製加工の場として発展し、煎茶の生産拡大に伴って茶問屋街が形成されている。

昭和 24 年には、京都府茶業の復興に寄与することを目的として京都府茶共同組合が設立され、宇治茶品評会等のイベントが開催されている。

現在においても、株式会社福寿園等の 20 社以上の製茶業、茶卸売業及び茶小売業等の企業が集積しており、飲料・たばこ・飼料製造業の付加価値額は本地域の製造業全体の 53% を占めており、全国 (2.3%) や京都府 (2.7%) と比較しても比率が高く、稼ぐ力を有する主要な産業である。

「上粕」周辺の地域では、製茶業の保護、育成を図るため、木津川市特別工業地区建築条例 (平成 19 年 3 月 12 日条例第 180 号) により製茶業を営む工場について規制緩和を設けている。

このようにお茶関連産業を本地域の地場産業として、設備投資への規制緩和や助成金等の活用といった支援策を展開していくことで、お茶関連産業の更なる集積と事業の高度化を進め、競争力向上と産業の振興及び地域の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、木津川市における成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

立地企業への優遇制度

木津川市企業立地促進条例に基づく、事業場設置助成金、雇用創出助成金、操業支援助成金の企業立地時等の投資に係る優遇制度について、企業ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用するとともに、立地企業が地域の牽引役を果たすよう、設備投資を支援し、地域経済の活性化を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

自治体保有情報の公開

地域企業の技術力向上、新産業創出、立地促進のために、木津川市が保有する情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府商工労働観光部産業立地課及び木津川市企業立地担当課内に、事業者の抱える課題解決のためのワンストップ相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、必要に応じ、関係部署、関係機関と連携・調整した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センターとの連携強化

新産業の創出、地域産業の振興、交流・立地促進、情報発信等において連携し、事業者の抱える課題解決、シーズ、ニーズのマッチング、展示会出展による立地促進等の支援機能の充実を図る。

②インフラの整備

鉄道については、JR 片町線（学研都市線）及び JR 奈良線の複線化を促進、近鉄けいはんな線の延伸協議を進める。

また、鉄道・バス・タクシー等が連携し、利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通づくりに取り組む。

道路については、促進区域の南北を結ぶ国道 24 号と東西を結ぶ国道 163 号の重複区間で発生する渋滞緩和も視野に入れ迂回路となる、都市計画道路東中央線、都市計画道路天神山線の早期開通を目指す。また、国土軸との接続強化、京都・大阪・奈良へのアクセスやネットワークの強化を図るため、山手幹線の未整備区間の整備や宇治木津線の整備を促進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 33 年度	平成 34 年度 (最終年度)
立地企業への優遇制度	運用	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設
自治体保有情報の公開	運用	運用	運用
相談窓口の設置	設置・運用	運用	運用
①公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センターとの連携強化	運用 必要に応じ改善	運用 必要に応じ改善	運用 必要に応じ改善
②インフラの整備	整備・協議	整備・協議	整備・協議

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター、京都府が設置する公益財団法人京都産業 21、木津川市商工会、地域の大学としての京都大学大学院農学研究科附属農場、同志社大学リエゾンオフィスなど、地域や隣接する市町に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、木津川市では、これら支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター

関西文化学術研究都市の知的資源を活かした「けいはんな発」の新産業創出や地域産業の育成・発展を通じた関西経済の振興をめざす産学官連携による組織として、新産業の創出、地域産業の振興、広域連携・国際交流連携に取り組んでいる。

特にコーディネーターによる販路開拓や共同研究、新規事業連携等のマッチング推進等の支援を期待できる。

②公益財団法人京都産業 21

産学公の連携による民間企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業のIT化推進などの機能を強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制を構築しており、京都企業の事業活動の発展と産業振興の総合的支援機関としての役割を果たしている。

特に京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクトにおいて、プロジェクト参加事業者が厚生労働大臣指定金融機関から融資を受ける際に、利子補給制度を受ける事で参加事業者の金利負担軽減を図れる。

③木津川市商工会

木津川市内の商工業の総合的な改善発達を図り、観光振興、技能の向上・検定、経営改善の指導を行っている組織で、地元企業に密着した支援機関としての役割を果たしている。

ものづくりフェア等のイベントによる地域へのPR活動や木津川市創業支援事業計画の支援機関として、創業におけるノウハウの提供等が期待できる。

④京都大学大学院農学研究科附属農場

農業や食糧に関わる世界的な諸課題の解決に向け、将来を見据えた「自然エネルギー利用型農業モデルの構築」、「高品質・高収量作物生産のための新技術開発」、「次世代型有用植物の開発」、「ICTを活用した革新的農業技術の開発」、「農工医連携研究プラットフォーム」を主要目標として掲げ、環境負荷を低減する循環型の農業技術の開発に関わる教育研究を農学的手法だけでなく、工学的、医学的観点など多様な面から展開し、将来の農学と農業に関わる分野を牽引する人材を育成している。特に ICT や農業等の分野において地域経済牽引事業を行う地域企業等と連携が期待できる。

⑤同志社大学リエゾンオフィス

幅広い分野での産官学連携・地域連携を目指し、平成 19 年に新産業創出の拠点として京田辺校地にインキュベーション施設「D-egg」を開設し、産業界、行政と積極的に産官学連携活動に取り組んでいる。また、総合大学ならではの研究基盤を活かした人文科学・自然科学そして社会科学などの知的財産を活用し、知的財産センターと連携を図りながら産官学連携のワンストップ窓口としての役割を果たしている。

地域経済牽引事業の創出に向けた産官学連携のノウハウについての支援が期待できる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境・生活環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な

配慮も行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の積極的な推進及び不法投棄の防止並びに自然エネルギーの利活用、省エネ機器の導入等の地球温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、木津川市においても、「木津川市安全で住みよいまちづくりに関する条例」を制定し、市民の地域安全意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進に努めている。これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラや街灯のLED化等を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」(京都府策定)等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故並びに地域の安全と平穩の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

・交通安全対策

促進区域交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

・職域防犯対策の推進

警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR など自主的な防犯活動を進める。

・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。

・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

(3) その他

PDCA 体制の整備等

毎年度 1 回、有識者の確認を受け、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。